

鳥取県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉江北 線	倉吉市小田字日ノ宮11-3地先から同市新田字土手下通 314地先まで	変更前	6.5~27.3	629.0
		変更後	12.9~55.2	640.0
上井北条 線	倉吉市小田字樋ノ口尻29-6地先から同市小田字宮ノ下 58-1地先まで	変更前	19.0~41.0	133.0
		変更後	19.0~41.0	133.0